

平成 2 0 年度 中小企業支援計画（案）

目 次

	頁
第 1 中小企業を取り巻く現状.....	1
第 2 平成 20 年度の基本方針.....	2
第 3 国の事業.....	2
1. 事業の実施体制.....	2
2. 事業の概要.....	3
(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進.....	3
地域資源活用対策.....	3
ア 地域資源活用型研究開発事業.....	3
イ 市場志向型ハンズオン支援事業.....	3
ウ 地域資源活用新事業展開支援事業費補助事業.....	3
農商工連携・新連携対策.....	4
ア 農商工連携・新連携対策支援事業.....	4
小規模企業支援対策.....	4
ア 小規模企業経営支援情報・金融連携事業.....	4
イ 小規模事業者新事業全国展開支援事業費.....	5
ウ 創業人材育成事業.....	5
エ J A P A N ブランド育成支援事業	5
創業・ベンチャー対策.....	5
ア 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（ 1 次 ）	6
中心市街地活性化対策.....	6
ア 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業.....	6
(2) 中小企業の経営基盤の強化.....	6
中小企業海外展開支援対策.....	6
ア 中小企業国際展開等円滑化推進事業費補助事業.....	6
中小企業経営支援等対策.....	7
ア 地域力連携拠点事業（ 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業 ）	7
イ 新現役チャレンジ支援事業.....	7
ウ 若者と中小企業とのネットワーク構築事業.....	7
エ 中小企業知的財産啓発普及事業.....	8
オ 中小企業知的財産権保護対策事業.....	8

カ	地域中小企業知財戦略支援人材育成事業.....	8
	小規模企業支援対策.....	8
ア	指導事業.....	9
イ	経営安定特別相談事業費.....	9
	中小企業連携組織対策.....	9
ア	創業連携人材養成等支援事業.....	9
イ	創業連携情報収集・発信事業.....	9
ウ	官公需受注対策事業.....	10
	中小企業モノ作り対策.....	10
ア	戦略的基盤技術高度化支援事業.....	10
イ	川上・川下ネットワーク構築支援事業.....	10
ウ	中小企業ものづくり人材育成事業.....	10
エ	中小企業基盤技術継承支援事業費補助事業.....	11
	商店街活性化対策.....	11
ア	中小商業活力向上事業.....	11
イ	全国商店街振興組合連合補助事業.....	11
	下請取引対策.....	12
ア	下請適正取引推進センター（仮称）整備事業.....	12
イ	下請取引改善事業.....	12
ウ	脱下請人材育成事業.....	12
エ	全国中小企業取引振興協会補助事業.....	12
	中小企業ITの利活用対策推進.....	13
ア	IT経営実践促進事業.....	13
（3）	中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化.....	13
	中小企業再生支援等対策.....	13
ア	中小企業再生支援協議会事業.....	13
	経営安定対策.....	14
ア	中小企業事業継続計画普及事業.....	14
第4	都道府県等の事業.....	14
1	事業の実施体制.....	14
2	事業の概要.....	14
（1）	中小企業の経営の革新及び創業の促進.....	14
	経営革新支援事業.....	14
	その他の経営の革新や新事業展開への支援事業.....	14
（2）	中小企業の経営基盤の強化.....	14
	都道府県等中小企業支援センター事業.....	15

中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援.....	15
ア 支援人材能力開発事業.....	15
イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業.....	15
中小小売商業の振興支援.....	15
ア 商店街振興組合指導事業.....	15
イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業.....	15
小規模事業者に対する支援.....	15
ア 経営改善普及事業.....	15
イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業.....	15
ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業.....	15
中小企業連携組織対策事業.....	15
その他の経営基盤の強化に資する事業.....	16
（３）中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化.....	16
経営安定特別相談事業.....	16
その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業.....	16
第５ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業.....	16
１．事業の実施体制.....	16
２．事業の概要.....	16
（１）中小企業の経営の革新及び創業の促進.....	17
中小企業挑戦支援事業.....	17
新市場創出支援事業.....	17
地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業.....	17
販路開拓支援事業.....	17
戦略的ＣＩＯ育成支援事業.....	18
（２）中小企業の経営基盤の強化.....	18
中小企業総合支援事業.....	18
地域中小企業普及啓発事業.....	18
中小企業再生支援事業.....	18
養成研修事業.....	19
ア 中小企業者向け研修	19
イ 中小企業支援人材に対する研修	19
中小企業事業承継円滑化支援事業.....	19
戦略的基盤技術高度化支援事業.....	19
中心市街地活性化協議会運営支援事業.....	19
中心市街地商店街等活性化支援事業.....	20
商業活性化アドバイザー派遣事業.....	20

中小企業海外展開支援事業費.....	2 0
高度化事業.....	2 0
インキュベーション事業.....	2 0

第 1 中小企業を取り巻く現状

人口減少社会というこれまでにない局面の中で、成長力を強化して経済成長を持続させることが我が国の喫緊の課題となっている。そのために、成長力強化の鍵となる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力をいかに発揮するとともに、地域社会が潜在的な力を発揮できるようにしていくことが不可欠である。

他方、足下の状況を見ると、長期にわたる景気回復が続く中においても、地域の間で景況感にばらつきがあると同時に、中小企業と大企業の間、製造業とサービス業の間等における回復度合いの差が顕著になってきている。こうした状況の背景には、循環的な要素のみならず、経済のグローバル化の進展、少子高齢化、環境問題の深刻化等の構造的な変化が存在している。これらの構造変化がもたらす需要面と供給面における経営環境の大きな変化への対応状況が、このような差を生み出す大きな要因となっていると考えられる。

中小企業は、消費者や取引相手のニーズにきめ細やかに対応した柔軟、機動的かつ創造的なビジネス展開の母体となり得る潜在的な能力を有しており、こうした構造的な変化への対応の制約となっている要因を除去することにより、厳しい状況をビジネスチャンスに転化して、我が国経済の持続的な成長を牽引する役割を担い得ると考えられる。

一方、中小企業は、その数が多く、企業規模や業種、業態等によって経営課題や求められる経営資源等も異なる。このため、中小企業の成長力を全体的に高めていくためには、これら多様な中小企業が様々な経営課題に対応するための全般的な経営力の向上を図るとともに、多種多様な事業展開を通じた付加価値の創造を促進することにより、各企業レベルでの生産性を高めていくことが求められる。また、各企業を超えるレベルにおいても、公正かつ効率的、合理的な事業環境の整備を進めることが重要な政策課題となっている。

このような観点から、国としては、平成 19 年 11 月に「中小企業生産性向上プロジェクト」を取りまとめ、（１）経営力の向上、（２）付加価値創造、（３）事業環境の整備を柱とする支援措置を平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間に集中的に実施することとしている。

このような政策課題への対応を真に意味あるものとするためには、国、地方公共団体及び関係支援機関が、それぞれの政策資源を総動員し、緊密な連携を図りつつ施策の効果を最大化することが必要である。国が「中小企業生産性向上プロジェクト」を実施するに当たっても、各種の支援措置が都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）の施策と相まってその効果を高めていくことが重要である。特に国と地方公共団体との関係については、「地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）」

に基づいて設置された地方分権改革推進委員会における審議等も踏まえ、国と都道府県がそれぞれに期待される役割を果たしながら具体的な連携方策を模索していくことが必要である。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が行う事業については、平成１９年１２月２４日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に基づいて、その事務及び事業の見直し等を行うこととなっており、この方向性に沿って国が平成２１年度からの次期中期目標を定め、これを達成するための中期計画を中小機構が定め、実施することとなる。

第２ 平成２０年度の基本方針

以上のような現状認識を踏まえ、平成２０年度の中小企業支援計画（以下「本支援計画」という。）においては、中小企業が将来に向けて成長力を高めていくための生産性向上に向けた支援を緊急に取り組むべき重要な政策課題として位置付ける。具体的には、「中小企業生産性向上プロジェクト」に位置付けられた事業を中心として、平成２１年度までの集中的支援期間を視野に入れた計画とする。

さらに、本支援計画の実施に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、支援対象となる中小企業との対話を深め、真に必要な支援を適切に実施することを一義的な目的とすることが必要である。そのためにも、国、都道府県及び中小機構が「対話と協力」という基本的な考え方に基づいて、それぞれの施策についての理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化することに重点を置くこととする。このような観点から、次項「第３ 国の事業」以降に定める個別施策のそれぞれについて、国と都道府県との具体的な連携方策を示すこととする。特に、国と都道府県の中小企業支援における新たな連携体制を構築していくための嚆矢として、「地域力連携拠点」事業及び関連施策を位置付け、これら施策を核とした対話の場づくりを進めていく。

さらに、平成２０年度においては、本支援計画に基づく都道府県の支援計画の内容や実施状況、及びこれに関する都道府県の意見等が国の次年度以降の支援施策及び関連する予算措置等の検討に反映されるよう、平成２１年度の中小企業支援計画策定プロセスの中で、国と都道府県との意見交換等が適時適切に行われるようにすることとする。

第３ 国の事業

１．事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援するため、全国レベルの先端

的なモデル事業を都道府県、中小機構、都道府県等中小企業支援センター等の中小企業支援機関(以下「地域支援機関」という。)との連携・協力により実施し、その成果の普及に努めるとともに、政策評価による事業見直しを行うものとする。

また、必要に応じ、都道府県が実施する中小企業支援事業に対する助言を行うものとする。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

地域資源活用対策

地域の特色ある農林水産品、産地の技術、観光資源といった、地域の強みである「地域資源」は、地域の中小企業にとって域外に事業展開する際の差別化を図る有効な要素となり得る。

このため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)」を中核に、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業等を、関係省、都道府県、地域支援機関等とも連携して支援する。

ア 地域資源活用型研究開発事業

1,760,400千円(1,956,000千円)

地域において新産業・新事業の創出を図るため、地域資源を活用した新商品開発を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発を実施する。

事業の実施に当たっては、地方公共団体が地域振興等を目的として推奨する地域固有の産物や技術等を活用した研究開発テーマが多数提案されるよう、公募説明会等を通じて都道府県の産業支援機関や公設試験場等にも周知しつつ行う。

イ 市場志向型ハンズオン支援事業

2,028,081千円(2,028,081千円)

地域ブロックごとに支援拠点を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発・販売に取り組む地域の中小企業の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等に係るアドバイスを行うなど徹底したハンズオン支援を行う。また、中小企業の方々に支援拠点に相談していただくことが重要であることから、地域支援機関等と連携・協力し、施策普及や支援案件の発掘等を実施する。

ウ 地域資源活用新事業展開支援事業費補助事業

4,700,000千円(4,125,075千円)

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者等や、地域産業資源を活用した新商品・新サービスの販路開拓等に地域一体となって取り組む、組合や公益法人等を対象に支援する。

また、中小企業者と農林漁業者が連携して行う、農林水産物を活用した新商品開発等の取組に対して、きめ細やかな支援を行う。

地域資源を活用した新商品、新サービスの開発や、地域ブランドの構築を目指す中小企業や組合に対し、都道府県や地域支援機関等と連携して、施策普及を図る。

農商工連携・新連携対策

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動（以下単に「農商工連携」という。）を支援する。また、中小企業者が異分野・異業種の事業者（他の中小企業、大企業、研究機関、NPO、農協等）と有機的に連携し、それぞれの経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新事業活動（以下単に「新連携」という。）を支援する。

ア 農商工連携・新連携対策支援事業

2,737,208千円（2,503,019千円）

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案」に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた者が当該計画に従って行う農商工等連携事業を実施するに当たって必要な取組を支援する。また、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が当該計画に従って行う事業化に向けて必要な取組や、優れた経営資源を有する中小企業者が新事業の具体化を図るため他者（企業、研究機関、NPO、組合等）と連携体を構築する取組を支援する。

具体的には、中小企業者等が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る試作・実験、マーケティング活動、市場調査、連携体構築に資する規約の作成、コンサルタント等に係る経費を補助する。

都道府県、中小機構、地域支援機関等との密接な連携と協力を通じて、連携して新たな事業展開を行うことを検討している中小企業者等に対して、当該支援事業を幅広く普及し、その活用を促す。

小規模企業支援対策

ア 小規模企業経営支援情報・金融連携事業

599,810千円（新規）

本事業は、商工会・商工会議所等によるマル経融資や経営支援、インター

ネットソフトウェアを活用した財務会計等の整備支援（ネット de 記帳等）等を通じて、小規模企業等の財務・非財務データや経営改善計画、資金計画等の情報をデータベース化し、商工会・商工会議所等の経営支援・金融審査能力を向上させるとともに、国民生活金融公庫をはじめとする金融機関、その他の地域支援機関等も（統計的又は個別企業が自社データを提供することにより）活用できるようにすることにより、小規模企業等の経営力向上に向けた支援を強化するものである。

イ 小規模事業者新事業全国展開支援事業費

2,463,444千円（2,514,682千円）

地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、地方公共団体や地域支援機関と連携し、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力して行う、地域資源を活かした特産品開発やその全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組に対して幅広く支援する。

ウ 創業人材育成事業

1,326,539千円（1,614,981千円）

創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」（30時間程度の短期集中研修）を全国約210か所の商工会・商工会議所等で開催する。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を全国約170か所の商工会・商工会議所等で開催する。

また、本事業の実施に当たっては、国は、商工会・商工会議所等が都道府県と協力して、創業塾・経営革新塾の開催や関連施策に関する情報提供が図られるよう努めることとする。

エ JAPAN ブランド育成支援事業

1,177,860千円（1,310,078千円）

地域の強み（資源・技術等）を活かした製品等の魅力・価値を更に高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する高いブランド力（JAPANブランド）の確立を目指し、商工会・商工会議所が中心となり、地域の事業者の共通認識を醸造し、地方公共団体や地域支援機関等との連携のもと地域が一丸となって新商品・デザインの開発・評価、展示会参加等を行う取組に対し総合的に支援する。

創業・ベンチャー対策

創業・ベンチャー支援は、我が国経済成長力の強化、イノベーションの創出や雇用の確保を図るための重要施策であり、リスクマネーの供給、バイオやナノテク等の先端技術の実用化研究開発・事業化に係る資金助成及びハンズオン（経営・技術指導）広範囲の地域・分野にわたる連携支援、起業家育成等に

つき引き続き積極的に実施する。

ア 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（１次）

420,800千円（1,430,720千円）

中小企業の優れた技術シーズ、ビジネスアイデアの事業化による創業・新事業展開を促進するため、実用化研究開発に要する経費の一部を補助するとともに、補助事業を行う中小・ベンチャー企業等に対して中小機構によるビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施する。

本事業の成果を活用した事業化を更に促進するため、中小機構のコンサルティングの活用のみならず、地域支援機関等と協力して本事業の成果が活用されるよう普及に努める。

中心市街地活性化対策

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の運営、タウンマネジメント診断等に対して、「選択と集中」の観点から重点的な支援を行う。

ア 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

6,100,000千円（6,300,000千円）

テナントミックス店舗や駐車場の整備、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業や地域コミュニティとの連携事業、老朽化したアーケードの撤去、中心市街地活性化協議会によるタウンマネジャー設置や調査研究事業にかかる経費に対して、補助を行う。

（２）中小企業の経営基盤の強化

中小企業海外展開支援対策

我が国中小企業が海外において円滑な事業が実施できるよう、現地法人に対するアドバイザーの派遣、現地従業員に対する研修、現地における市場調査等の支援等を行う。

ア 中小企業国際展開等円滑化推進事業費補助事業

349,194千円（436,492千円）

我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力の向上を図るため、当該現地法人等の従業員等に対して、受入研修や海外研修及び専門家派遣を実施する。

中小企業経営支援等対策

中小企業の基礎的な経営力強化を図り、将来の発展・成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、経営支援を行う相談窓口の整備、技術・ノウハウを有する大企業等の退職者等の活用、人材確保のための支援など、きめ細かな支援を行う。

ア 地域力連携拠点事業（経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業）

5,163,417千円（新 規）

中小企業支援に実績を有するコーディネータを中核として「地域力連携拠点（以下「拠点」という。）」において、小規模企業を含む中小企業の経営力向上、創業・再チャレンジ及び事業承継といった今日的な課題に対して、地域支援機関等と連携しながら幅広く適切な支援を行う。

事業の実施に当たっては、経済産業局、都道府県、関係省の地方支分部局等で構成する「地域中小企業支援連携会議」を設置し、拠点で活用可能な国及び地方公共団体の施策を取りまとめて各拠点へ周知を行うとともに、各拠点の支援成果の分析を行い、同会議の構成機関、中小機構、地域支援機関等で共有する。また、拠点で得られた知識・ノウハウ等を地域支援機関等に移転する方策の検討及びその他小規模企業等に対する支援措置についての意見交換・すり合わせ等を行う。

イ 新現役チャレンジ支援事業

2,120,300千円（新 規）

大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、新現役の有する技術・ノウハウを地域・中小企業に活かすための仕組みを整備する。

具体的には、都道府県ごとに「地域事務局」を設置して、新現役人材の発掘・確保やスキルアップ等を図るとともに、全国に整備される拠点や地域支援機関等と連携し、中小企業の支援ニーズに即した新現役とのマッチングを行う。

また、地域資源を活用した特産品の販路開拓や農商工連携等による地域活性化の取組を支援するため、地方公共団体と連携し、都市部の新現役を地方の中小企業支援に活用するモデル事業や、我が国のモノ作り基盤技術を支える技術分野を中心とした高度技術を有する新現役の中小企業における活躍の場を提供するためのモデル事業を実施する。

ウ 若者と中小企業とのネットワーク構築事業

1,202,376千円（1,796,256千円）

地域の中小企業の特長や実情に通じたコーディネータが中心となって、経済団体やジョブカフェ、教育機関、地方公共団体等と連携し、地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、橋渡しを行う優れた取組に対してモデル事業とし

て支援するとともに、その成果を全国レベルで情報発信することにより、全国的な取組を促進する。

また、中小企業における若者を中心とした人材確保を促進する観点から、中小企業のワーク・ライフ・バランス経営の先進的な事例の調査等を行い、地域支援機関等を通じ、中小企業者等に対する普及・啓発を行う。

エ 中小企業知的財産啓発普及事業

56,303千円(100,006千円)

知的財産の創造・保護・活用の面で課題を抱えている中小企業が知的財産に関する十分な情報を得られるよう、適切な公的機関や弁理士等の専門人材に取り次ぐゲートウェイ機能として、全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」の活動を支援するため、経営指導員向けの「相談対応マニュアル」及び「手引書」の作成・配布を行う。

また、「ポスター」及び「リーフレット」を作成し、知的財産の啓発普及と知財駆け込み寺の利用促進のための広報を行う。

オ 中小企業知的財産権保護対策事業

31,094千円(31,694千円)

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、現地調査会社を活用し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その費用の一部について助成を行う。

本事業は、中小企業が侵害を受けていることが判明した際、すぐに行動を起こせるよう、独立行政法人日本貿易振興機構のネットワークを活用し、独立行政法人日本貿易振興機構の国内の各事務所に受付窓口を設置するとともに、中小機構の各支部にも窓口を設置し、知的財産権の侵害を受けている中小企業による利用拡大を図っている。

カ 地域中小企業知財戦略支援人材育成事業

217,664千円(224,353千円)

地域の中小企業の知的財産支援人材を育成するため、地域の特性に応じ、法律、技術等の専門家による支援チームを各地域で育成・組織化し、地域の人材が実際に中小企業の知財戦略策定に携わること等を通じ、地域における知財戦略支援人材の実質的な支援による能力向上を図る。併せて、地域の知財戦略支援人材の即戦力となり得る企業の知財部のOB等についてのデータベースを構築する。地域においては知財支援人材が不足しており、また地域の中小企業においても知財意識が高くないことから、本事業の成果を地域支援機関等と連携し、広く普及することを通じ、地域の中小企業の知財戦略支援を促す。

小規模企業支援対策

ア 指導事業

296,931千円(294,498千円)

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して指導や情報の収集及び提供等に係る事業を行う。

イ 経営安定特別相談事業費

38,167千円(40,939千円)

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」による中小企業者に対する相談体制を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等を支援する事業を実施する。

中小企業連携組織対策

中小企業が、共生・相互扶助の精神の下に連携し、生産や販売等、事業の効率化や生産性向上に共同して取り組む中小企業組合は、中小企業振興の基盤となるものであり、極めて重要であることから、中小企業同士の連携・組織化の活動に対し、支援する。

ア 創業連携人材養成等支援事業

958,411千円(959,843千円)

全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)が、組織化しようとしている中小企業や経営課題を抱えている組合等の連携組織に対する経営指導・支援にあたる都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)の指導員に対して、能力向上に必要な指導・研修を実施する。

また、全国中央会が、組合等の連携組織の中だけでは解決できない専門性を有する諸課題(法律、経営指導、情報処理、会計等)の解決に向けて外部専門家を活用して支援を行うとともに、先進的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、ビジョン策定や改善事業に係る経費を助成する。

イ 創業連携情報収集・発信事業

49,840千円(129,934千円)

全国中央会が、中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や中小企業組合の設立動向調査を始めとする組合特定問題実態調査を全国的に実施、また、組合による各種共同事業(新商品開発等)に関するノウハウを全国的に収集・分析・加工、事例集を発行する。

また、「中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)」等の普及啓発

のため、パンフレット等の作成や都道府県中央会指導員及び組合の職員等を対象とする研修会を開催する。

ウ 官公需受注対策事業

32,029千円(32,029千円)

官公需についての中小企業者の受注機会の増大を図るため、全国中央会又は都道府県中央会を通じて官公需に係る情報の収集提供、官公需適格組合の共同受注事例や効率的な分離・分割発注に係る適切事例の普及、新規開業者の販路開拓の支援のためのパンフレット配布、官公需適格組合の共同受注体制づくり等の支援を行う。

中小企業ものづくり対策

我が国経済を牽引していく製造業の国際競争力の強化及び新産業創出のためには、中小企業の競争力を一層高めていくことが重要である。このため、「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)」に基づく研究開発等の支援、課題解決のための環境整備や技術開発等を実施する。

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

8,804,735千円(9,360,645千円)

我が国経済を牽引していく産業分野(重要産業分野)の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。

事業の実施に当たっては、各地のものづくり中小企業の状況について、地域支援機関等との情報交換に努める。

イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業

190,000千円(190,000千円)

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の重要川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」及び「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援する。

各都道府県内あるいは県域をまたがる中小企業と日頃から接点を持ち、地域の現状と課題を認識している地域支援機関等と協力して、川下中小企業と川上産業との情報交換の場への中小企業の参加や川上・川下間のマッチング機会の創出を促進し、川上と川下のネットワーク構築を図ることができるよう支援を行う。

ウ 中小企業ものづくり人材育成事業

762,495千円(535,705千円)

中小企業のものづくり人材の育成・確保を図るため、高等専門学校等の有する設備やノウハウを活用し、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成を支援する。また、各地域の産業界・工業高校・行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の現場実習等を行うことにより、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実を図る。

この事業では、地域の産業界、教育界、都道府県が連携体制を構築し、事業を積極的に推進していくことが重要であるため、地域支援機関等と協力することにより、連携体制の構築に努め、ものづくりを担う人材の育成・確保を支援していく。

エ 中小企業基盤技術継承支援事業費補助事業

153,180千円(270,668千円)

ものづくり中小企業が保有する熟練技能者の暗黙知となっていた設計・加工ノウハウ等をデジタル化・体系化し蓄積することを可能にする、汎用性の高いソフトウェアを開発する。また、ITの専門知識のない業務担当者自らが、前述のソフトウェアも取り込むことができる業務用システム(生産管理、品質管理、出荷管理等)を構築するための支援ソフトウェアを開発する。

開発した成果をより多くの中小企業へ普及させるためには、公設試験場、地域支援機関等と連携を図りつつ、事業成果の紹介、導入サポートを行う。

商店街活性化対策

地域の商店街は、少子高齢化が進展する現代において、単に経済活動の場としての役割のみならず、地域コミュニティの中核としての役割を担うことも期待されている。

そのため、地域の商店街を取り巻く様々な課題に対応する取組に支援を行い、その社会的機能の向上及び活性化を図る。

ア 中小商業活力向上事業

2,971,500千円(2,971,500千円)

全国の商店街・中小小売商業集積において、少子高齢化、環境保全、安全・安心、生産性向上等の課題に対応する商業活性化への取組に対して支援を行う。

具体的には、バリアフリー型カラー舗装や採光性に優れたアーケード等、「中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)」に基づく事業計画の認定(都道府県で事務処理)を受けた大型の施設整備事業、防犯カメラや電子マネーシステム等の設備整備事業及び空き店舗を活用したコミュニティ施設やアンテナショップの整備・運営等のソフト事業に対して事業費の補助を行う。

イ 全国商店街振興組合連合補助事業

35,006千円(31,272千円)

全国商店街振興組合連合会が実施する各種情報提供や研修事業等に対して事業費の補助を行う。

下請取引対策

親事業者・下請事業者の取引構造に置かれている中小企業が、努力や能力に応じて適正な利益を上げ、持続的な成長を遂げられるようにするため、下請取引の適正化という構造的な問題に強力に取り組む。

ア 下請かけこみ寺事業 460,861千円(新規)

下請取引に関する「かけこみ寺」を本部(財団法人全国中小企業取引振興協会)及び全国47か所で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。

本事業の実施に当たっては、下請取引に専門的知見を有した各都道府県の下請企業振興協会や身近な相談窓口である地域支援機関との連携を図る。

イ 下請取引改善事業 92,167千円(63,691千円)

「下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。)」の違反を未然に防止する観点から、主として親事業者の発注担当者を対象とした実務者講習会の開催及び業界団体、地域の商工団体等向けのセミナーを全国で開催する。

本事業の実施に当たっては、下請代金法等に知見を有した各都道府県の下請企業振興協会等と連携を図り、親事業者等に対し同法の周知・普及啓発を図る。

ウ 脱下請人材育成事業 13,208千円(13,208千円)

下請事業者自らが事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう体質を根本的に改善し、下請性を脱して独立性のある企業に育つことを目的として、脱下請を目指す下請中小企業の経営者等を対象に、製造開発力、マーケティング、経営戦略等のノウハウを習得させるために、短期集中研修を実施する。

本事業の実施に当たっては、下請取引等に知見を有した各都道府県の下請企業振興協会等と連携を図り、下請事業者の自立化支援を図る。

エ 全国中小企業取引振興協会補助事業

70,860千円(67,102千円)

財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する下請取引あっせん指導事業、経営等指導事業、調査・広報等事業等に必要な費用を補助する。

なお、本事業の実施に当たっては、「下請中小企業振興法(昭和45年法律

第145号)」第11条に基づき下請取引のあっせん等を実施している各都道府県の下請企業振興協会と連携し、広域での受発注情報の提供、販路拡大支援を通じた下請中小企業の経営基盤の強化等を図る。

中小企業ITの利活用対策推進

我が国経済を支える中小企業の競争力強化、生産性向上を図るため、ITの有効活用が中小企業全体の底上げにとって重要である。そのため、中小企業のIT経営実践のために必要なIT基盤の整備・構築や、中小企業によるITの利活用を推進する支援体制の整備など各種支援を実施する。

ア IT経営実践促進事業

830,644千円(新規)

地域の中小企業・農業者等がITを利活用して経営革新、生産性向上を図るIT経営の実践を自主的に進めるため、官民連携のネットワーク(IT経営応援隊)を通じて、研修事業、ベストプラクティス等の収集・普及事業、地域連携支援体制の構築事業を実施する。

特に地域連携支援体制の構築事業では、各経済産業局及び地方公共団体、地域支援機関、商工団体、地域金融機関、ITコーディネータ等専門家等が支援ネットワークを構築し、地域の特性に応じたIT経営の普及を促進する。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

中小企業再生支援等対策

中小企業は多種多様であり、その事業内容や課題にも様々な地域性が反映されているという特性がある。このため、経営環境の悪化しつつある中小企業の事業再生に関する各種施策を総動員できる体制を整備し、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取組を支援する。

ア 中小企業再生支援協議会事業

4,475,000千円(3,321,000千円)

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会(以下この項目において「協議会」という。)において、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が中心となり、相談から再生計画策定支援まで、地域支援機関等とも連携を図りつつ、中小企業の再生への取組をきめ細かく支援する。

また、中小企業再生支援全国本部において、各協議会に対する助言を行うとともに、各協議会に蓄積されている知識やノウハウ等を収集、分析、体系化し、それを共有することにより、地域の中小企業の再生に対する総合的かつ効果的な支援を促進する。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であること

から、地域支援機関等と協力し、中小企業の経営者等に対して協議会の早期活用を促す。

経営安定対策

ア 中小企業事業継続計画普及事業

19,594千円(19,594千円)

中小企業が自然災害等の緊急事態においても中核となる事業を継続あるいは早期復旧する能力を高めることを目的として、事前に事業継続のための方法を定めておく事業継続計画(BCP)の作成を中小企業に普及させるために、中小企業BCP策定運用指針の普及のための中小企業者向けセミナーを全国10か所程度で開催するとともに、ガイドブックを作成し中小企業者等へ配付する等の普及事業を地域支援機関等を通じ、実施する。

第4 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との対話と協力を通じて、適切な役割分担の下で必要な連携を積極的に進め、地域経済及び地域の実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めるものとする。

特に、三位一体改革により、都道府県においては地域の実情を踏まえた支援を更に深めていくことが期待されており、国の事業との相乗効果を図りつつ、中小企業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保やより効果的な事業の実施に努めることとする。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいては、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のため、中小企業に対する相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、事業可能性評価委員会事業、中小企業者に対する研修事業等を実施する。

中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を実施する。

イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業

中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業を実施する。

イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業

小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣や若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業（経営改善普及事業）を実施する。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため、設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業を実施する。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業

中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中小企業団体中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業を実施する。

その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業者からの相談に応じる体制を整備する。

その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のための事業を実施する。

第5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1 . 事業の実施体制

中小機構においては、本部及び全国9か所の支部において、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家を活用しながら、中小企業の成長発展段階に応じたきめ細かな支援体制の構築を図るとともに、地域支援機関と連携、協力を進めることとし、中小機構の支部がブロック内における中小企業支援体制の結節点として、地域支援機関との役割分担を明確化していくとともに、中小機構が培ったノウハウの共有を促進することにより、全体としてのシナジー効果が発揮できるよう、体制を整備する。

また、中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用しながら、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関、大学等との連携体制を構築し、各地域ブロックの人材養成の中核機関として、他の研修機関等では実施が困難な、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2 . 事業の概要

平成20年度の事業実施に当たっては、地方分権改革推進委員会における審議や「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえた事業となるよう、地域支援機

関等との連携、協力を図ることとする。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

中小企業挑戦支援事業

中小企業等の優れた技術シーズ、ビジネスアイデアの事業化による創業・新事業展開を促進するため、新事業開拓に取り組むことが困難な中小企業等に対する資金助成・コンサルティング支援等を一体的に行うとともに、地域支援機関等との連携により成果の普及を図る。

新市場創出支援事業

ベンチャー・中小企業の販路拡大、事業提携、事業資金の確保等のため、大都市圏における全国規模でのマッチング機会を提供する。また、創業、新連携、地域資源等の全国的な政策課題について、施策及び成果の普及・啓発のため、先進的事例の紹介、フォーラム開催等を行う。

さらに、地域中小企業の取引機会拡大のための地域資源を活用した新商品・新サービス等を展示・販売するアンテナショップの運営を行う。

事業の実施に当たっては、地域支援機関等が手がけた支援企業の出口支援として活用できるよう、地域支援機関等と連携し、企業選定を行う。

地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業

地域支援機関等が地方公共団体と連携しつつ行う地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値の向上を図るための勉強会・研究会等、地域の自立的・持続的な取組に対し助成金を交付することにより、その活動を支援する。

販路開拓支援事業

優れた新製品、新技術及び新サービス等を持ちながら、全国市場など広域的な販路開拓を行う手がかりがない等、自ら販路開拓が困難な中小企業に対し適切な支援を行う。首都圏または近畿圏、都道府県域を越える広域の新たな市場を開拓するため、中小機構が有する全国的なリソース及びネットワークを最大限に活用し、マーケティング企画や市場・顧客ニーズの検証（テスト・マーケティング）などの支援を行う。

また、経験・人脈の豊富な企業OB等で構成され販売先企業の紹介を行う販路ナビゲーターと中小企業とのマッチングの場を設ける等、中小企業の販路開拓の支援を行う。

支援の実施に当たっては、地域支援機関等との密接な連携及び相互補完関係の強化により、地域における中小企業の販路開拓支援とのシナジー効果の向上

を図る。

戦略的ＣＩＯ育成支援事業

中小企業の経営戦略に基づいた計画的なＩＴ化の推進、及び企業内におけるＩＴ推進人材の育成を支援するため、比較的長期間にわたって専門家を派遣し、綿密なコンサルティングを行う。派遣対象案件は、ＩＴ化に係る高度かつ専門的な課題等、地域支援機関では対応が困難なものを中心とする。本事業の実施に当たっては、地域支援機関の窓口相談機能等を活用し、支援企業の発掘を行う。

（２）中小企業の経営基盤の強化

中小企業総合支援事業

中小機構は、中小企業施策全般にわたる支援機関としての特徴を発揮し、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のために、地域支援機関等では対応が困難な高度かつ専門的な案件、全国レベルの支援にかかる案件等について、相談・専門家派遣等を行う。具体的には、株式公開を視野に入れた企業の支援や特許権の取得を絡めた経営戦略の構築支援等、新たな経営課題への対応や都道府県域を越える案件を中心に支援する。

また、産学官連携の推進や全国のインキュベーション施設に対する経営支援を行う。

支援の実施に当たっては、中小機構が培ったノウハウの共有など地域支援機関等との連携により、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供機能を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

地域中小企業普及啓発事業

インターネットを活用し、中小企業者及び中小企業支援担当者等が必要とする中小企業支援に関する情報を容易かつ迅速に入手・検索できるポータルサイト（Ｊ－Net２１）を運営する。

同サイトでは、国、都道府県と連携し、地域の中小企業の成功事例や支援機関が実施する施策などを収集・情報発信するとともに、他の情報提供サイトと連携し、広く情報発信を図っていく。

中小企業再生支援事業

地域における中小企業の事業再生の円滑化を図るため、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、中小企業再生支援協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修等を行う。また、再生支援に関わる関係機関の連絡会議を

開催し、各地の中小企業再生支援協議会事業の円滑化を図る。

養成研修事業

中小機構は全国 9 か所に設置されている中小企業大学校等を活用して、各地域の中小企業のニーズや地域の特性をより反映した研修テーマ、研修実施場所の設定など多様な人材養成事業の実施を目指すものとする。

ア 中小企業者向け研修

中小企業の新たな事業活動への挑戦をきめ細かく支援するため、地域経済をけん引する産業・業種別にその経営課題の解決を支援する研修や中小企業の人材の能力向上に資する実践的な問題解決型の研修を実施するなど、中小企業のニーズへの対応や地域経済への貢献に資する人材養成型研修に重点を置くこととする。

イ 中小企業支援人材に対する研修

中小企業の抱える経営課題の解決を支援する人材の養成について、地域支援機関の求める各地域のニーズを踏まえた研修を実施するなど、高度でより実践的な支援能力の向上に努める。

中小企業事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワークを構築、シンポジウムや経営者向けセミナー等による中小企業経営者等への普及啓発、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を実施する。また、その実施に際しては、商工会議所・商工会等地域支援機関や士業団体、金融機関と連携し、実務家の相互紹介や経営者向けセミナー等を行う。

戦略的基盤技術高度化支援事業

「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、認定を受けた中小企業の革新的かつハイリスクな研究開発や生産プロセスイノベーションを実現する研究開発について支援する。また、技術的課題等に関しては、公設試験場と連携を図るなどして、研究開発成果の実用化及び事業化に向けた支援を行う。

中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会（以下この項目及び次の項目において「協議会」という。）の設立等に向けたアドバイスや、既に活動している協議会における課題の

検討、協議会のネットワーク化の推進等、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心として協議会の支援を行う。

中心市街地商店街等活性化支援事業

協議会及び商店街等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、診断・サポートを行うとともに、地域支援機関を通じた中小企業診断士、建築士等、商業活性化に関する専門的な知識を有するアドバイザー派遣を行う。

商業活性化アドバイザー派遣事業

商店街活性化のための計画の策定、商店街組合の運営等、各商店街が抱える課題の解決を支援するため、地域支援機関を通じ、中小企業診断士、建築士等、商店街活性化に関する専門的な知識を有するアドバイザーを派遣する。

中小企業海外展開支援事業費

中小企業の国際化による事業展開を支援するため、中小企業が海外展開（海外進出、海外企業との業務提携・国際取引等）を図る上で生じる経営課題を解決する際に有益な情報の提供、アドバイス等を実施する。また、本事業を円滑に推進するため、地域支援機関との連携によるセミナーの開催やアドバイス事業を実施する。

高度化事業

中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために実施する事業や、第三セクター、地方公共団体などが実施する中小企業者を支援する事業に対して、事業計画の作成に当たり都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設設置に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業者等に対し、賃貸型事業施設の整備及び賃貸を行うとともに、入居者へのハンズオン支援等を通じた新事業の創出を図る。